

新潟県最低賃金

時間額

753円

効力発生年月日 平成28年10月1日

パートも！学生アルバイトも！



平成28年度新潟県最低賃金ポスターデザインコンテスト最優秀作品
長岡公務員・情報ビジネス専門学校 CG・Web技術科 石坂 純也 さん

特定最低賃金

電子部品・デバイス・
電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具製造業

効力発生年月日 平成28年12月24日

時間額 **852円**

各種商品
小売業

効力発生年月日 平成28年12月18日

時間額 **800円**

自動車（新車）、
自動車部分品・
附属品小売業

効力発生年月日 平成28年12月31日

時間額 **859円**

◎ 新潟県最低賃金は、どのような仕事でも、どのような雇用形態（臨時採用、アルバイト、歩合給）でも、新潟県内で働く全ての労働者に適用されます。

◎ 特定最低賃金には年齢（18歳未満、65歳以上）等の適用除外があります。

最低賃金のお問い合わせは最寄の労働基準監督署または
新潟労働局賃金室（☎025-288-3504）まで